

諫早湾干拓事業の開門調査に係る事前対策工事の即刻中止と開門方針の見直しを求める意見書

諫早市議会は、再三にわたり抗議書又は意見書として開門に伴う問題点について指摘し、事前対策工事の即刻中止と開門方針の見直しを強く求めてきた。

今回の開門調査は、有明海再生につながるばかりか、いずれの開門方法の場合においても、地元の防災、農業、漁業、環境への影響・被害が出るのが明らかになっている。

さらに、開門を主張している佐賀県知事が顧問をしているNPO法人有明海再生機構さえも、「諫早湾の締め切りが調整池・諫早湾以外の有明海海域に与えた影響は少ない」とする研究結果を公表するなど、一部の研究者やマスコミの間で展開されてきた「諫早湾干拓事業主因説」は完全に否定されている。

去る9月10日には、諫早市議会議長と市長は、県知事や地元住民などとともに、郡司農林水産大臣に対し、アセスの問題点を指摘した意見書を提出し、準備書の段階からやり直すよう申し入れを行った。しかし、国は、常時排水ポンプ設置等のため、測量法に基づき、県・地元拒否を認めない公共測量実施を通知してきた。

このため、諫早市議会は測量の中止を求める抗議書を国に提出したが、地元は何ら説明もないまま測量に着手する暴挙に出た。

さらに、今月4日に来県した郡司大臣は、農業用水の代替水源として、数百億円を要する海水淡水化装置の設置を表明した。このことにより、開門調査のための事業費がさらに大きく膨らむことは確実であり、東日本大震災に多額の復興費用が必要とされる中、到底国民が納得できるものではない。

そもそも、国は国民の生命と財産を守る義務があるにもかかわらず、その責任を放棄し、地元住民の安全・安心を脅かす開門調査を強行することには、強い怒りと憤りを覚える。

ここに、諫早市議会は、あらためて開門調査に係る事前対策工事の即刻中止と、有明海再生につながる無駄な公共事業である開門調査を見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年11月30日

諫 早 市 議 会

義務教育費国庫負担制度に関する意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、子どもたちが全国各地で学んでも等しく教育を受けることができるよう保障するものである。また、自治体間での教育水準に格差を生じさせないようにするために制定されたものであり、すべての国民に対し適正な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務である。

さらに、未来を担う子どもたちに対し、一人ひとりの国民として必要な基礎的資質を培うための豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなるものであり、国による教育分野の「最低保障」と言えるものである。

しかし、平成18年度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられ、その減額分は地方交付税で措置されることとなった。このような見直しは、長崎県を始め、財政の厳しい多くの地方自治体にとって、必ずしも義務教育の充実に必要な財源として恒久的に安定したものとは言いがたい状況となっている。

教育予算は未来への先行投資である。子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命でもあることから、全国的な教育の機会均等を確保するためには安定した財源が必要である。

よって、国におかれては、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、併せて教育予算の更なる充実を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

諫 早 市 議 会